

# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所名	株式会社 楽 ホット介護サービス ラベンダーの丘		
所在地	横浜市港南区港南台2-12-10		
事業者番号	1473100673		
管理者及び 連絡先	提供サービス	氏名	連絡先
	地域密着型通所介護 第一号通所介護	森田 守	045-836-3065
サービス提供地域	地域密着型通所介護 第一号通所介護	港南区・磯子区・栄区・戸塚区 栄区は犬山町、上之町、元大橋のみ 磯子区は洋光台、森が丘のみ 戸塚区は、上倉田町、下倉田町のみ	
サービス提供時間	9:00～16:00		
併設事業所	株式会社 楽 ホット介護サービス港南台（訪問介護）		

1日利用定員・・・15名

## 2 事業所の職員体制

職 種	職種内容	人 員
管理者	通所介護	1名（常勤 1名 非常勤 0名）
看護職員	通所介護	2名（常勤 0名 非常勤 2名）
生活相談員	通所介護	2名（常勤 2名 非常勤 0名）
機能訓練指導員	通所介護	2名（常勤 0名 非常勤 2名）
介護職員	通所介護	6名（常勤 3名 非常勤 3名）
事務職員	事務一般	1名（常勤 1名 非常勤 0名）
調理員	食事調理	3名（常勤 0名 非常勤 3名）

### 3 営業日及び営業時間

提供サービス	営業時間
・地域密着型通所介護 ・第一号通所介護	月曜日～金曜日 8：00～17：00

- ・ 祝日、祭日はサービス提供しております。12月30日～1月3日はお休みと致します。

・

### 4 利用者負担金及び支払方法

#### (1) 利用者負担金

##### (ア) 通所介護費

介護報酬の1割（または2割、3割）負担（関係法令に基づく）

上記の通所介護費は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市区町村に対して保険給付分（9割または8割、7割）を請求していただく事になります。サービス利用限度額を超えた部分は全額自己負担になります。

##### (イ) 運営基準（厚生省令）で定められたその他の費用

（食費・教養娯楽費などの保険外サービス）

全額自己負担となります。

#### (2) 支払方法

毎月ごとの上記（ア）、（イ）の合算額を、ご指定のあった口座または当座から翌月27日に自動振替させていただきます。

## 5 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに連絡先までご連絡ください。

連絡先 TEL : 045-836-3065

(2) キャンセル料は、利用者負担の支払い（下記）に合わせてお支払い頂きます。

連絡日	キャンセル料
サービス利用の前々日まで	無料
サービス利用の前日まで	利用者負担金の 50%
サービス利用の当日	利用者負担金の 100%

## 6 当社のサービス方針

- 1) 利用者がその居宅において、自立した生活が送れるように支援することを目的として、サービスを行うこと。
- 2) 介護保険のサービス基準に従ってサービス提供を行うこと。
- 3) 利用者及び家族の要請を考慮してサービスを行うこと。
- 4) 医師の介護指示に従ってサービス提供を行うこと。
- 5) 居宅介護支援者のケアプランに従ってサービスの提供を行うこと。
- 6) 通所介護計画表を作成し、サービスの提供を行うこと。

## 7 相談窓口、苦情対応、第三者による評価の実施等

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

\*お客様相談・苦情対応窓口

通所介護相談員 森田 守  
電話 045-836-3065  
FAX 045-836-3076  
対応時間 8:00 ~ 17:00

◆神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険相談課

(電話) 0570-022-110

◆区役所

- ・港南区高齢・障害支援課 (電話) 045-847-8495
- ・磯子区高齢・障害支援課 (電話) 045-750-2494
- ・栄区高齢・障害支援課 (電話) 045-894-8547
- ・戸塚区高齢・障害支援課 (電話) 045-866-8452

\*第三者評価の実施及び結果の有無

- ・評価の実施 なし
- ・結果の公表 なし

## 8 緊急時・事故対応

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、救急隊の要請（119番通報）、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。  
ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

## 9 守秘義務

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

## 10 非常災害時

### ①通常来所時で、利用者様がラベンダー（事業所）にいて、地震発生の場合

#### a. 事業所内で、地震6またはそれ以上の地震発生の場合

事業所敷地内で、一時避難した後、事業所内の安全な場所で待機します。

基本帰りの送迎は運休とし、延長サービスも中止します。全利用者様のご家族、またはご家族の指定する代理人の方に、お迎えに来ていただいて、利用者様をお引き渡します。

※ 実際に、震度6以上の地震が発生した場合は、電話等でのご家族の皆様への連絡が、困難になると予想されますので、事業所から特に連絡が無くても、引き受け人の方にご来所いただきます。また、事業所での待機がどうしても困難な場合は、事業所近くの、市指定の避難所に避難することもあります。事業所の最寄りの指定避難所は、「港南台第三小学校」です。

#### b. 事業所内で、震度5程度の地震発生の場合

事業所敷地内で、一時避難ののち、通常サービスを続行する予定です。

しかし、被害状況や余震等の状況により、早めのサービス終了、延長サービスの中止等の措置を講ずることもあります。その場合は、ご家族の皆様にご連絡します。

安全が確認できれば、通常通りの送迎をいたします。

#### c. 事業所内で、震度4程度の地震発生の場合

事業所敷地内で、一時避難ののち、通常サービスを続行し、安全が確認できれば、通常通りの送迎をいたします。

### ②通常来所日で、ご利用者様が来所する前に、地震発生の場合

a. 震度 6 クラスまたはそれ以上の地震発生の場合

自宅待機になります。事業所からの連絡をお待ちください。

b. 震度 5 程度の地震発生の場合

通常通りのサービスを原則としますが、余震や被害の状況によっては、自宅待機も考えられます。その場合は、事業所からサービス中止の連絡をいたします。

c. 震度 4 程度の地震発生の場合

安全確認の上、通常通りのサービスを行います。送迎時間が遅れることもありますのでご了承ください。

③朝・帰りの送迎時に、大地震（震度 6 以上）発生の場合

朝・帰りとも、送迎時の大地震（震度 6 以上）の場合は、その先の送迎は中止し、その時点で、乗車している利用者様のみを乗せ、そのまま事業所に戻る努力をします。ご家族の方には、事業所までお迎えに来ていただくこととなります

④大雨・台風・大雪などの、悪天候の場合

サービス提供日当日朝 7 : 0 0 時点での

大雪警報以上発令時（気象庁発信）

…サービス中止

大雨・強風警報以上発令時（気象庁発信）

…その後の気象状況を鑑み、サービス提供時間の変更や中止を決定いたします。

※いずれの場合も当日朝に電話連絡いたします。